

議会基本条例制定に関する特別委員会 資料

| 章／条文の見出し     | 栗山町(H18.5.18)   | 伊賀市(H19.2.28)   | 三重県(H18.12.26)   | その他自治体事例等   | 備考(委員からの意見等)                    |
|--------------|---|---|--|---|---------------------------------|
| 【総則】<br>(目的) | この条例は、分権と自治の時代にふさわしい、町民に身近な政府としての議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な、議会運営の基本事項を定めることによって、町政の情報公開と町民参加を基本にした、栗山町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。 | この条例は、議会運営及び議員に係る基本事項を定め、議会及び議員の活動により、“ひとが輝く、地域が輝く”伊賀のゆたかなまちづくりを実現することを目的とする。   | この条例は、二代表制の下、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定め、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく県民の負託に的確にこたえ、もって県民福祉の向上及び県勢の伸展に寄与することを目的とする。   | この条例は、真の地方分権時代の到来に向けて、議会が担うべき役割を果たすための基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図り、市民の負託に応えられる議会運営の実現を図ることを目的とする。(出雲市)  |                                 |
| (定義)         |   | この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。<br>(1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。<br>(2) 市 市長を代表者とする基礎的自治体としての伊賀市をいう。 |  | この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。<br>(1) 会派 市政に関する主義及び主張を同じくする複数の議員が、調査研究、政策立案等を目的として結成した団体をいう。<br>(2) 行政視察 次に掲げるものをいう。<br>ア 議会が、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条第12項の規定に基づき、議員を派遣して行う調査<br>イ 法第100条第13項の規定に基づき交付される政務調査費を用いて行う調査(出雲市) |                                 |
| (基本理念)       |   |   | 議会は、分権時代を先導する議会を目指し、県民自治の観点から、真の地方自治の実現に取り組むものとする。   |   |                                 |
| (基本方針)       |   |   | 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。<br>一 議会活動を県民に対して説明する責務を有することにかんがみ、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。<br>二 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。<br>三 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案や政策提言に取り組むこと。<br>四 地方分権の進展に的確に対応するため、議会改革を推進し、他の自治体の議会との交流及 |   | ●規定する場合、「議会の活動原則」との関係に注意。(中村委員) |

| 章／条文の見出し<br>【議会および議員の活動原則】 | 栗山町(H18.5.18)  | 伊賀市(H19.2.28)  | 三重県(H18.12.26)   | その他自治体事例等  | 備考(委員からの意見等)   |
|----------------------------|--|--|--|--|--|
| (議会の活動原則)                  | <p>議会は、町民主権を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性、信頼性を重んじた町民に開かれた議会及び町民参加を不断に推進する議会を目指して活動する。</p> <p>2 議会は、議会が、議員、町長、町民等の交流と自由な討論の広場であるとの認識に立って、その実現のために、この条例に規定するもののほか、この条例をふまえて別に定める栗山町議会会議規則(昭和63年規則第1号)の内容を継続的に見直すものとする。</p> <p>3 議長は、別に定める栗山町議会傍聴規則(平成2年規則第1号)に定める町民の傍聴に関し、傍聴者の求めに応じて議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営に努める。</p> <p>4 議会は、会議を定刻に開催するものとし、会議を休憩する場合には、その理由及び再開の時刻を傍聴者に説明するよう努める。</p> | <p>議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。</p> <p>(1) 公正性及び透明性等を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。</p> <p>(2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。</p> <p>(3) 市民にとって、分かりやすい言葉を用いた説明に努めること。</p> <p>(4) 議会内での申し合わせ事項は、不断に見直しを行うこと。</p> <p>(5) 市民の傍聴の意欲を高める議会運営を行うこと。</p> | <p>(議会運営の原則)</p> <p>議会は、本県の基本的な政策決定、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならない。</p> <p>2 議会は、議長、副議長、議会運営委員会の委員長等を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。</p> <p>3 議会運営委員会は、議会運営について協議し、調整するものとする。</p> <p>4 常任委員会又は特別委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。</p> | <p>議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視して、市長等執行機関の市政運営状況を監視するものとする。</p> <p>2 議会は、市民の多様な意見を把握して市政に反映させるために、必要な政策を自ら立案し、又は執行機関に提案することにより、市民と一緒にまちづくりの活動に取り組むものとする。</p> <p>3 議会は、市民に開かれた議会を目指して情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。</p> <p>4 議会は、市民にわかりやすい議会運営を行うために、この条例に規定するもののほか、議会運営の基本となる京丹後市議会会議規則(平成16年京丹後市議会規則第1号)、京丹後市議会委員会条例(平成16年京丹後市条例第230号)及び議会内での申し合わせ事項を継続的に見直すものとする。</p> <p>5 議会は、市民の傍聴の意欲を高めるような議会運営に努めるものとする。(京丹後市)</p> | <p>●規定内容から判断すれば、伊賀条例・京丹後条例あたりをベースに独自の規定・文言修正を加えて条文作成を行うのが現実的か。</p> <p>●独自の規定については、他の条文に規定する具体的事項が決定された後、それらの原則や方針を規定する。</p> <p>●最初から既存条例以外の原則を規定する方法も考えられるが、現実的には既存条例の文言修正で対応可能と考える。また、この場合には、総則との調整が必要となる。</p> <p>●個人的には、過去において「ダイオキシン条例」を制定したという立法事実もことから、議会のもつ「立法機能」に焦点をあてたい。(中村委員)</p> <p>●議長・副議長選挙の所</p> <p>●「開かれた議会」「市民の意見の把握・反映、市民参加」「傍聴意欲を高める議会運営」は必須。</p> <p>●以上3事項に必要に応じて「条例・会議規則等の見直し」「執行機関等の事務の監視・評価、政策立案・政策提言機能の発揮」を加える。</p> <p>●栗山条例は、議会を「議員、町長、町民等の交流と自由な討論の広場」と位置づけていることが特色。一方、三重条例は、議会の代表性・独立性を重視し、実質的議会運営とこれについての情報公開・説明責任を重視する。(中村委員)</p> |
| (議会の説明責任)                  |  |  | <p>議会は、議会運営、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、県民に対して説明する責務を有する。</p>   |  |  |

議会基本条例制定に関する特別委員会 資料

| 章／条文の見出し       | 栗山町(H18.5.18)  | 伊賀市(H19.2.28)   | 三重県(H18.12.26)   | その他自治体事例等   | 備考(委員からの意見等)  |
|----------------|--|---|--|---|---|
| (議員の活動原則)      | <p>議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議の推進を重んじなければならない。</p> <p>2 議員は、町政の課題全般について、課題別及び地域別等の町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、町民の選良にふさわしい活動をするものとする。</p> <p>3 議員は、個別的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。</p>  | <p>議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。</p> <p>(1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を重んじること。</p> <p>(2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動すること。</p> <p>(3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福利の向上を目指して活動すること。</p>   | <p>(議員の責務及び活動原則)</p> <p>議員は、地域の課題のみならず、県政の課題とこれに対する県民の意向を的確に把握し、合議制の機関である議会を構成する一員として、議会活動を通じて、県民の負託にこたえるものとする。</p> <p>2 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めるものとする。</p> <p>3 議員は、議会活動について、県民に対して説明する責務を有する。</p> <p>4 議員は、議場で質疑及び質問を行うに当たっては、対面演壇において、県政の課題に関する論点を県民に明らかにするため、一問一答</p> | <p>議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を尊重するものとする。</p> <p>2 議員は、市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表としてふさわしい活動をするものとする。</p> <p>3 議員は、議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。(京丹後市)</p> | <p>●「市民『全体』・課題『全般』の意見把握」「資質向上」は必須。</p> <p>●以上2事項に「議員間の自由討議の尊重」が続く(規定していないのは三重条例のみ)。自治体規模や議員定数を考慮すれば、これも規定する必要があると考える。(中村委員)</p> |
| (会派)           |  | <p>議会の会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。</p>  | <p>議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。</p>   | <p>議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。</p> <p>3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じ会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。(京丹後市)</p>   | <p>●町議会の条例以外は、全て「会派制」について規定している。所沢条例の場合も、現状の議会運営において会派が主要な役割を果たしているところもあることから、規定する必要があると考える。(中村委員)</p>                          |
| 【市民と議会の関係】     |  |   |  |   |   |
| (市民参加及び市民との連携) | <p>議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。</p> <p>2 議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会を原則公開するとともに、議会主催の一般会議を設置するなど、会期中又は閉会中を問わず、町民が議会の活動に参加できるような措置を講じるものとする。</p> <p>3 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。</p> <p>4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>5 議会は、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。</p> <p>6 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。</p> <p>7 議会は、前6項の規定に関する実効性を高める方策として、全議員の出席のもとに町民に対する議会報告会を少なくとも年1回開催して、議会の説明責任を果たすとともに、これらの事項に関して町民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。</p> | <p>議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分果たさなければならない。</p> <p>2 議会は、本会議のほか、すべての会議を原則公開とする。</p> <p>3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条の2の規定による専門的知見の活用並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)にあっては、法第109条、法第109条の2及び法第110条の規定による参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>4 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。</p> | <p>(県民の議会への参画の確保)</p> <p>議会は、県民の意向を議会活動に反映することができるよう、県民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、参考人、公聴会等の積極的な活用及び県民との意見交換等県民参画に係る制度の充実に努めるものとする。</p>  |   |   |

議会基本条例制定に関する特別委員会 資料

| 章／条文の見出し<br>(議会報告会)           | 栗山町(H18.5.18)  | 伊賀市(H19.2.28)   | 三重県(H18.12.26)  | その他自治体事例等   | 備考(委員からの意見等)                |
|-------------------------------|--|---|---|---|-----------------------------|
| 【議会と行政の関係】<br>(議員と市長等執行機関の関係) | 議会の本会議における議員と町長及び執行機関の職員(以下「町長等」という。)の質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。<br>2 議長から本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。  | 議会審議における議員と市長等執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。<br>(1) 本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。<br>(2) 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。<br>(3) 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めるものとする。<br>(4) 議会は、議員が行う市長等への口頭による要請に対して、両者の関係の透明性を図るため、日時、要請内容、対応及び経過等を記録した文書を作成するよう市長等に求めるものとする。 | (知事等との関係の基本原則)<br>議会は、二元代表制の下、知事等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案及び政策提言を通じて、県政の発展に取り組まなければならない。<br>2 議会は、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。 | (町長と議会及び議員の関係)<br>本会議における議員と町長の質疑並びに一般質問は、一問一答の方式で行う。<br>2 議長から本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された町長は、議員及び委員会提案に対して反問することができる。<br>3 議員は、閉会中に議長を経由して町長に対し、文書により質問を行い、文書による回答を求めることができる。(邑南町)  | ●市政調査権の明文化、閉会中の質問趣意書。(石本委員) |
| (議会審議における論点情報の形成)             | (町長による政策等の形成過程の説明)<br>町長は、議会に計画、政策、施策、事業等(以下「政策等」という。)を提案するときは、政策等の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう努めなければならない。<br>(1)政策等の発生源<br>(2)検討した他の政策案等の内容<br>(3)他の自治体の類似する政策との比較検討<br>(4)総合計画における根拠又は位置づけ<br>(5)関係ある法令及び条例等<br>(6)政策等の実施にかかわる財源措置<br>(7)将来にわたる政策等のコスト計算<br>2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、それらの政策等の水準を高める観点から、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。 | 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。<br>(1) 政策の発生源<br>(2) 提案に至るまでの経緯<br>(3) 他の自治体の類似する政策との比較検討<br>(4) 市民参加の実施の有無とその内容<br>(5) 総合計画との整合性<br>(6) 財源措置<br>(7) 将来にわたるコスト計算  |   | (重要政策の審議等)<br>町長その他の執行機関は、総合計画、公共事業計画その他重要な政策を決定しようとするときは、あらかじめ議会又は議員の意見を聴くよう努めなければならない。<br>2 町長その他の執行機関は、議会の議決を得るべき政策案を提案し、又は前項の規定に基づいて意見を聴こうとするときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。<br>(1) 当該政策を必要とする原因又は背景<br>(2) 当該政策案以外の代替案の内容(代替案を検討した場合に限る。)<br>(3) 他の自治体の類似する政策の状況及び当該政策との比較検討の結果<br>(4) 政策決定に係る町民参加の実施状況とその内容(実施予定を含む。)<br>(5) 政策案の策定に関して参考にした情報<br>(6) 総合計画上の根拠又は位置付け<br>(7) 当該政策の実施に必要な財政措置(職員等の人件費を含む。)の見込み<br>(8) その他当該政策の決定に当たり必要と認められる情報<br>3 議会は、町長が政策案を議案として提案し、又は意見を聴くために提示したときは、当該政策の必要性、当該政策案の妥当性(代替案との比較検討の結果を含む。)、当該政策案に係る費用対効果その他必要な事項について検討し、議決又は意見に反映させるよう努めなければならない。<br>4 議会は、町長その他の執行機関が行う政策 |                             |

議会基本条例制定に関する特別委員会 資料

| 章／条文の見出し         | 栗山町(H18.5.18)   | 伊賀市(H19.2.28)  | 三重県(H18.12.26)  | その他自治体事例等   | 備考(委員からの意見等) |
|------------------|---|--|---|---|--------------|
| (予算及び決算における政策説明) | 町長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を作成するよう努めるものとする。   | 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。 |   | 議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審査に付すに当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料の作成に努めるよう求める。(京丹後市)  |              |
| (法律第96条第2項の議決事項) | 法律第96条第2項の議会の議決事項については、代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考量のうえ、次のとおり定めるものとする。<br>(1)法律第2条第4項の規定に基づく基本構想及び総合計画<br>(2)栗山町都市計画マスタープラン<br>(3)栗山町住宅マスタープラン<br>(4)高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画<br>(5)次世代育成支援行動計画 |  |   | 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、次の各号に掲げるとおりとし、市政全般にわたり重要な計画等について、議会と市長等執行機関が共に市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するものとする。<br>(1) 地方自治法第2条第4項に規定する基本構想に基づく基本計画に関すること。<br>(2) 前号に掲げるもののほか、市行政の各分野における、政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに関すること(行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が5年未満の計画を除く。)で、次に掲げるもの<br>ア 都市計画、上下水道等に関する計画<br>イ 社会福祉、医療に関する計画<br>ウ 農林水産業、商工業その他の産業の振興に関する計画<br>エ 市民生活の安全、交通、環境に関する計画<br>オ 教育に関する計画<br>カ 次世代育成、男女共同参画に関する計画<br>(3) 市が他団体と結ぶ提携又は協定のうち、予算を伴うもの(京丹後市) |              |
|                  |   |  | (監視及び評価)<br>議会は、知事等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。<br>2 議会は、議場における審議、決算の認定、監査の請求、調査の実施等を通じて、県民に知事等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。 |   |              |
|                  |   |  | (政策立案及び政策提言)<br>議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、知事等に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。  |   |              |
| 【自由討議の保障】        |   |  |   | 【討論の拡大】(京丹後市)   |              |

議会基本条例制定に関する特別委員会 資料

| 章／条文の見出し<br>(議会の合意形成)     | 栗山町(H18.5.18)  | 伊賀市(H19.2.28)  | 三重県(H18.12.26)  | その他自治体事例等  | 備考(委員からの意見等)  |
|---------------------------|--|--|---|--|---|
|                           | <p>(自由討議による合意形成)<br/>議会は、議員による討議の広場であることを十分に認識し、議長は、町長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心に運営しなければならない。<br/>2 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。<br/>3 議員は、前2項による議員相互間の自由討議を拡大するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。</p> | <p>議会は、言論の府であることを十分に認識し、議長は、市長等に対する会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない。<br/>2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長提出議案並びに市民提案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。</p>   | <p>(議員間討議)<br/>議員は、議会の権能を発揮するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに前二条の規定により設置される調査機関及び検討会等において、積極的に議員相互間の討議に努めるものとする。<br/>2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。</p> | <p>(自由討議の拡大)<br/>●議会は、議員による討議の広場であるとの認識とともに、議長は市長等に対する会議等への出席要求を必要最小限にとどめるものとする。<br/>●議員は、議会の権能を発揮するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに議員・市長提出議案及び市民提案等について審議し結論を出す場合には、積極的に議員相互間の自由討議に努め議論を尽くしていかなければならない。<br/>●議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。(福原委員より)</p> |   |
| (政策討論会)                   |  | <p>政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催する。<br/>2 政策討論会に関することは、別に定める。</p>   |   |  |   |
| 【委員会の活動】<br>(委員会の活動)      | <p>(委員会等の適切な運営及び一般会議の設置)<br/>議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、常任委員会、特別委員会等の適切な運営により機動力を高めなければならない。<br/>2 議会は、法律により活動が制限されている常任委員会、特別委員会等の制約をこえて、町政の諸課題に柔軟に対処するため、町政全般にわたって、議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する一般会議を設置するものとする。</p>   | <p>委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開しながら市民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。<br/>2 委員長は委員会の秩序保持に努め、委員長報告を自ら作成するとともに、質疑に対する答弁も責任をもって行わなければならない。<br/>3 委員会は市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するため、出前講座を積極的に行うよう努めるものとする。</p>  | <p>(委員会等の公開)<br/>議会は、開かれた議会運営に資するため、委員会等を原則として公開する。</p>   | <p>(委員会の適切な運営)<br/>議会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かし適切な運営に努めなければならない。<br/>2 委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するとともに、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を積極的に行うよう努めるものとする。(京丹後市)</p>   | <p>●自治体の事例をみると、委員会に関しては会議規則などに馴染むものが多い。<br/>●委員会の課題・問題点・・・議運と代表者会議との関係およびメンバー構成、予算委員会の常設化、審査のあり方、参考人招致の明文化等(石本委員)</p> |
| 【政務調査費】<br>(政務調査費の執行及び公開) | <p>政務調査費は、議員による政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう、別に定める栗山町議会政務調査費の交付に関する条例(平成14年条例第41号)に基づき議員個人に対して交付するものとする。<br/>2 政務調査費の交付を受けた議員は、公正性、透明性等の観点に加え、その支出根拠が議会の議決事項である予算に依拠することから、町民等から疑義が生じないよう、議長に対して証票類を添付した報告書を提出するとともに、1年に1回以上、政務調査費による活動状況を町民に報告しなければならない。</p>  | <p>議員は、政策立案又は提案を行うため、並びに調査及び研究に資するために交付される政務調査費の執行に当たっては、伊賀市議会政務調査費の交付に関する条例(平成16年伊賀市条例第5号)を遵守しなければならない。<br/>2 政務調査費に関する書類の保管期限は、その支給を受けた日の属する年度から起算して5年間とし、議員はいつでも市民に閲覧可能な状態で保管しなければならない。<br/>3 議員は、市民から書面により、前項に規定する書類の閲覧請求があった場合は、速やかに閲覧させるものとする。ただし、伊賀市情報公開条例(平成16年伊賀市条例第15号)第7条第2号に規定する個人情報情報は除く。</p> | <p>会派及び議員は、調査研究に資するために政務調査費の交付を受け、証拠書類を公開すること等によりその用途の透明性を確保するものとする。<br/>2 政務調査費に関しては、別に条例の定めるところによる。</p>   | <p>議員又は会派は、政務調査費を有効に活用し、積極的に調査研究を行うものとする。<br/>2 議員又は会派は、政務調査費の用途基準に従い、これを適正に執行し、常に市民に対して用途の説明責任を負うものとする。(出雲市)</p>  |   |
| 【議会及び議会事務局の体制整備】          |  |  |   |  |   |

議会基本条例制定に関する特別委員会 資料

| 章／条文の見出し     | 栗山町(H18.5.18)  | 伊賀市(H19.2.28)   | 三重県(H18.12.26)  | その他自治体事例等   | 備考(委員からの意見等)                        |
|--------------|--|---|---|---|-------------------------------------|
| (議員研修の充実強化)  | <p>議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。</p> <p>2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等との議員研究会を積極的に開催するものとする。</p> | <p>議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図る。</p> <p>2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との議員研修会を年1回以上開催するものとする。</p>  | <p>(研修及び調査研究)</p> <p>議員は、政策立案及び政策提言能力の向上のため、研修及び調査研究に積極的に努めるものとする。</p>  | <p>議会は、議員の政策形成能力の向上等を図るため、議員研修の充実及び強化を図るとともに、議員の研修への参加を促進するよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、議員の政策形成能力の向上等を図るため、町民等を含む研究会の開催、学識経験者の助言、他の自治体等に対する調査その他の政策研究の機会を積極的に設けるよう努めなければならない。</p> <p>3 町長その他の執行機関は、前2項の規定による研修、研究等の実施に協力するよう努めなければならない。(湯河原町)</p> |                                     |
| (議会事務局の体制整備) | <p>議会は、議会及び議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する。なお、当分の間は、執行機関の法務機能の活用、職員の併任等を考慮するものとする。</p>   | <p>議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努める。</p>  | <p>議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図るものとする。</p> <p>2 議会は、専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて議会事務局職員として採用する等議会事務局体制の充実を図ることができる。</p>                       | <p>議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。(京丹後市)</p>  | <p>●議会事務局の強化、法科大学院卒業生の採用等(石本委員)</p> |
| (議会図書室の利用)   | <p>議会は、議会図書室を設置するとともに、これを議員のみならず、町民、町職員の利用に供するものとする。</p>   | <p>議会図書室は、議員のみならず、誰もがこれを利用できるものとする。</p>   | <p>議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。</p> <p>2 議員は、調査研究のため、積極的に議会図書室を利用するものとする。</p>  | <p>議会に、議会図書室(以下「図書室」という。)を設置する。</p> <p>2 図書室は、議員のみならず、誰もがこれを利用できるものとする。</p> <p>3 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、図書の実用性に努めるものとする。(京丹後市)</p>   |                                     |
| (議会広報の充実)    | <p>議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して周知するよう努めるものとする。</p> <p>2 議会は、情報技術の発達をふまえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。</p>    | <p>議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。</p> <p>3 議会は、伊賀市ケーブルテレビ行政情報番組を通じ、議会の活動を市民に周知するよう努めるものとする。</p> | <p>議会は、議会に対する県民の意向の把握及び多様な媒体を用いた県民への情報提供に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、広聴広報機能の充実を図るため、議員で構成する広聴広報会議を設置する。</p>  | <p>議会は、市政に係る重要な情報を議会独自の視点から、常に市民に対して公表するとともに、市民からの意見、要望等を取り上げ、その内容及び対応について定期的に市民に周知するよう努めるものとする。</p> <p>2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。(京丹後市)</p>   | <p>●議会報委員会の議会広報委員会への名称変更(石本委員)</p>  |
|              |  |   | (議会の機能の強化)<br>議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。   |   |                                     |
|              |  |   | (附属機関の設置)<br>議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。   |   |                                     |
|              |  |   | (調査機関の設置)<br>議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。 <p>2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。</p> <p>3 第一項の調査機関に関し必要な事項は、議</p> |   |                                     |

議会基本条例制定に関する特別委員会 資料

| 章／条文の見出し                | 栗山町(H18.5.18)  | 伊賀市(H19.2.28)   | 三重県(H18.12.26)  | その他自治体事例等  | 備考(委員からの意見等) |
|-------------------------|--|---|---|--|--------------|
|                         |  |   | (検討会等の設置)<br>議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、目的を明らかにした上で、議決により、議員で構成する検討会等を設置することができる。<br>2 前項の検討会等に関し必要な事項は、議長が別に定める。 |  |              |
| 【議員の政治倫理、身分及び待(議員の政治倫理) | 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。   | 議員は、伊賀市議会議員政治倫理条例(平成17年伊賀市条例第93号)を規範とし、遵守しなければならない。   | 議員は、県民の負託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、県民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。<br>2 議会は、議員の政治倫理に関して別に条例を定める。  | 議員の政治倫理は、別に条例で定める。なお、議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚するとともに、条例を規範とし、遵守しなければならない。(京丹後市)  |              |
| (議員定数)                  | 議員定数は、別に条例で定める。<br>2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。<br>3 議員定数の条例改正案は、法律第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案するものとする。 | 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。<br>2 議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題並びに類似市の議員定数と比較検討し、決定するものとする。<br>3 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、法第109条第7項又は法第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする。 |   | 議員定数は、別に条例で定める。<br>2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を十分に活用するものとする。(京丹後市)                       |              |
| (議員報酬)                  | 議員報酬は、別に条例で定める。<br>2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。<br>3 議員報酬の条例改正案は、法律第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案するものとする。 | 議員報酬の改正に当たって、議員が提案する場合は、市民の客観的な意見を参考に決定するものとする。<br>2 議員報酬の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由の説明を付して、法第109条第7項又は法第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする。   |   | 議員報酬は、別に条例で定める。<br>2 議員報酬の改正に当たって、議員が提案する場合は、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を十分に活用するものとする。(京丹後市)             |              |
| 【最高規範性と見直し手続】           |  |   |   |  |              |
| (最高規範性)                 | この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。<br>2 議会は、議会に関する日本国憲法、法律及び他の法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。  | この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。<br>2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。   | (他の条例との関係)<br>この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。                              | この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会に關係する条例、議会規則、議会告示等(以下「議会関係条例等」という。)を制定してはならない。<br>2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。(京丹後市) |              |

議会基本条例制定に関する特別委員会 資料

| 章／条文の見出し<br>(議会及び議員の<br>責務) | 栗山町(H18.5.18)   | 伊賀市(H19.2.28)  | 三重県(H18.12.26)   | その他自治体事例等   | 備考(委員からの意見等) |
|-----------------------------|---|--|--|---|--------------|
| (見直し手続)                     | <p>議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。</p> <p>2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。</p> <p>3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。</p> | <p>議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。</p> <p>2 議会は、前項による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。</p> <p>3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。</p> | <p>(検討)<br/>議会は、この条例の施行後、常に県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> | <p>議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。</p> <p>2 議会は、前項の検証の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。(京丹後市)</p> |              |